

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 ヤンマーアグリジャパン株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役社長 小野寺 誠
- (3) 所在地 大阪府大阪市北区鶴野町 1 番 9 号

2 指名停止措置期間 令和 5 年 1 2 月 2 0 日から令和 6 年 1 月 1 9 日まで（1 ヶ月）

3 事案の概要

ヤンマーアグリジャパン株式会社は、元請けとして施工した工事において、令和 3 年 5 月 1 5 日にコンクリートポンプ車を使用させて作業を行っていた際に、労働者 1 名がコンクリートポンプ車のブームと型枠の間に挟まれる事故が発生した。

これに伴って、令和 5 年 3 月 2 4 日付けで労働安全衛生法違反により、岩内簡易裁判所から罰金刑の判決を受け、その刑が確定した。

4 指名停止措置理由

令和 5 年 3 月 2 4 日付けで労働安全衛生法違反により、岩内簡易裁判所から罰金刑の判決を受け、その刑が確定したことは山口市の契約相手方として不適當であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 3 1（不正又は不誠実な行為）により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、市契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内